破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３４８２号
秋田県北秋田市阿仁水無字大町16番地
破産者　有限会社エヌケー電子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４８３号
秋田県北秋田市阿仁水無字上新町東裏16―８
破産者　中嶋　一男
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６００８号
山形県山形市白山３丁目４―３―408　パルク白山Ａ、開始決定時の住所山形県山形市江南１丁目19―12
破産者　西田　敏昭
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２２５号
東京都世田谷区北烏山６丁目32―13　メゾン・ドール烏山２―103
破産者　中崎佳奈子（旧姓村岡）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９６４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目20―８―801、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿４―３―１―810
破産者　西田　昭彦
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２号
千葉県松戸市松戸新田571―３―302、開始決定時の住所千葉県松戸市稔台３丁目２―206
破産者　ソフトサン商会こと　堂田　泰教
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７９号
千葉県習志野市藤崎３丁目５―24
破産者　小川　勇一
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１８号
神奈川県川崎市麻生区岡上710番地１
破産者　倉エレクトリック株式会社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０号
東京都八王子市三崎町３番４号
破産者　有限会社富貴
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５１号
東京都八王子市元本郷町３丁目12―25　ガーデンタウンＢ203
破産者　佐藤　文彦
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９７号
東京都台東区東上野６丁目16番９号
破産者　株式会社和恒
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４８号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1485―８
破産者　野中　弘毅
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５９号
兵庫県神戸市垂水区本多聞２丁目12番30―206号
破産者　有限会社アイファミリー
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３３９号
埼玉県富士見市ふじみ野東２丁目５―７―205
破産者　宮澤丈太郎
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４８号
東京都渋谷区本町２丁目５―11
破産者　五十嵐靖博
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１１９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原179―８
破産者　高橋しづか
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１４５号
東京都狛江市駒井町２丁目７番２号
破産者　有限会社ホップ・トレーディング
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５４５号
神奈川県横浜市港北区篠原町1378、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区六角橋４丁目９番５号
破産者　有限会社宅美
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５９号
東京都東大和市清原２丁目１―10―309
破産者　武田　和利
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０３２号
東京都東大和市清原２丁目１番地
破産者　有限会社ユニバック
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１０９号
東京都荒川区西尾久７丁目40番11号
破産者　有限会社タムラサイン企画
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部